

相模國三浦半島の古文書について（三）

* 岩崎義朗

4、戦国時代の文書（続）

この時代の文書に入るべきもので三つの脱漏があつたのでこれを追加する、即ち天文十九年觀妙寺縁起（久留和）でこれを（14）とし更に天文十八年牛王宝印（森戸神社）を（15）更に年不詳木下吉徳書状写を（16）とする。

第八永禄七年九月廿五日の北条氏印判状

この文書は上宮田村不動松原浪江所藏となつてゐるが、現在その子孫である松原正男氏にはその所伝を失つてゐる。本文は次の通りである。

去六日、風雨之夜、於菊名浦火を立、小船を乗出、左衛門大夫大船之碇打直候儀御感ニ候、為其拾貢文、田地三貢文自当年一作為御褒美被下早、於自今も如此可走廻者也、仍如件

卯（北条氏虎朱印）

九月廿六日

上宮田

新左衛門殿

この文書の示す内容は永禄十年九月廿五日の暴風雨の夜陰を侵して新左衛門即ち松原新左衛門が菊名浦に火を焚いて照明とし、小船に乗じて波濤に奔弄されている左衛門大夫即ち北条氏繁座乗の大船に移乗し、碇を打直して船の安定を図つて難破の危機を脱せしめた、その功勞を賞して拾貢文と田地三貢文を当年一作の中、褒美として下された、今後もかくの如く精を出して働くべきであるという感狀である。

この文書については年号を欠いていて干支の「卯」とだけ記してある。相州文書の朱筆の書入れは「永禄七年」となつてゐるが、永禄七年は甲子に当つてゐるため明らかに永禄七年は誤である。しかし今、これを孰れの年に当てるかは直ちに断定は出来ないが、北条氏滅亡から遡及して約

一世紀の間に卯年は次の八回が数えられる、即ち明応四年（一四九五年）、永正四年（一五〇七年）、永正十六年（一五一年）、享禄四年（一五三年）、天文十二年（一五四三年）、弘治元年（一五五五年）、永禄十年（一五六七年）および天正七年（一五七九年）の八回である。

この八回の中の孰れに相当するかは、この文書の左衛門大夫に留意すべきである。この左衛門大夫を称したのは北条綱成、その子同氏繁（註1）、氏繁の長男氏勝（註2）の三人である。そしてここに記されている左衛門大夫は北条氏繁を指すと解されるのは綱成がその子氏繁に左衛門大夫を称させることは城主にさせたと解されるからである。従つて（註3）この文書は北条氏繁の出したものとすれば氏繁が城主となつてからその生涯を終るまでの間の卯年即ち弘治元年か永禄十年のどちらかでなければならない。氏繁は一五三六年に生れてから一五七八年に歿する迄である。しかし、弘治元年のいつ城主となつたかは明瞭でない、むしろ永禄十年と見做す方があるいは適當であろう、そうだとすれば相州文書の書入れの永禄七年は永禄十年の誤記であろう。この永禄十年については後に述べたい。

次に新左衛門は松原氏かまたは半島内では間宮氏（註4）が称していたようである。しかし、松原氏は上宮田にあり、間宮氏は不入斗にその所領があつた関係からすれば（註5）、菊名における突發事件に対処するには当然松原新左衛門にあてるのが妥当である。当時は未だ松原新左衛門は小田原衆の中には入っていなかつた。又宮田の地域は比較的広範囲で江戸時代には上宮田村と下宮田村の二村に分れた程で、この宮田の一部分は小田原衆の中の御馬廻衆である桑原弥七郎の所領となつていたもの（註6）、むしろ大部分が松原左衛門に属していたものではなかろうか。

なおこの文書の充名である新左衛門に対して「殿」をつけている点にも留意すべきである、次の元亀三年、同四年の文書で新左衛門に充てたものは、孰れも「殿」をつけている。これは三浦郡の中には他郡に見られない程半役衆無役衆が多いこと等から松原氏が在地土豪の権力の大きいもの一つであったことを証するに足るものである。従つて「殿」は北条氏家臣団でない在地土豪に対して敬意を払つたもので北条氏文書の中にも多く見出される。また宮田が和田、三崎、浦賀、佐原等と共に沿岸警備の上で水軍の根拠地として重要であることは海賊衆配置の要點としても見ることが出来る。なおこの宮田は前述のように里見氏に対抗する拠点としては他の地点よりは三崎と共に重要性をもつてゐると同時に、生産性の点から見ても高い地域でもあった（註7）。従つて松原新左衛門の地域に隣接して北条氏の親衛隊ともいへべき馬廻衆桑原弥七郎が知行していることは半島の中央部に同じ馬廻衆岩本太郎左衛門が上平作を知行していることと考え合せれば北条氏の知行人配置上の深謀な配慮を窺うことが出来る。この様な意味では「分限帳」にしめされた貫高はあくまで在地土豪と北条氏権力の対抗関係できめられたとみてよいしその故にこそ貫高の高いところには北条氏の有力な家臣がおかれていた（註8）と考えることは正しいが、北条氏の家臣団配置の要件は各種の立場から配慮されているので、政

治的、生産的、交通的、軍事的、地形的、社会的な立場、その外その地域の特殊事情等細密な条件が検討される必要がある。

さてこの文中に出て来る左衛門太夫船が北条氏繁の船であることは一応明らかであるが、左衛門太夫が座乗の船か、あるいは、その所属船かの問題であるが、これは簡単な「左衛門太夫大船」という表現の中からは判断することが困難なようである。しかし、武田勢の船を例にとれば、その所属する船舶が、一人の指揮官の下に船舶は五艘乃至十艘前後(註)ということである、恐らくは小田原勢においても夫々の配下にほぼこれに近い船数が配属されていたであろうことが考えられるが、そこで特に指揮官である人の名が記されているとすれば愛洲船とか高尾船とかの名称を付するのは当然である。しかもその中の大船には海賊衆の棟梁が座乗して指揮をするのは常識であろう、そういう意味で左衛門太夫大船には氏繁が座乗していると見做すのもあながち索強附会でもないよう考へられよう。

さて永禄十年については新編相模風土記稿には「永禄十年北条左衛門大夫綱成里見氏と本郡菊名浦にて争戦の時、軍功ありて氏康より感状を賜る」としてこの文書を掲げているのであるが、先ずこの文書を永禄十年、北条氏康の出すところとし、次に北条綱成が里見氏と争戦の時としているこの三点に問題がある。先ずこの文書を永禄十年としたのは正しい、次いで北条氏康の時に出した文書であることも正しい、しかし、その意図は北条氏繁に出づるものである。だが第三の北条綱成、里見氏と本郡菊名浦にて争戦の時に至つては如何であろうか、この暴風雨の難破を直ちに争戦に結びつけることは無理ではなかろうか。諸資料を検討しても永禄十年に里見氏との水軍争戦の記事は皆無であつてみれば、むしろその行動がけん制的役割か警備的乃至示威的なそれと受取る方が真実に近いのでなかろうか。これも更に検討を要するものではあるが、あまり附会の臆測は客觀性を失う恐れがあるよう考へられる。

兎も角もこの文書の中からは松原新左衛門の在地土豪が近隣の船舶にも支配的な勢力をもつたものである点を認めることにやぶさかであつてはならないという事実であろう。

第九は永禄九年(丙寅)八月廿八日旧不入斗村西來寺裁許状写であつてその本文は次の通りである。

三浦郡之内宝立寺寺務職之事、光明寺西來寺彼両寺と申事は因茲去月十日御評定合以公儀可令落着之旨、双方申理間、如日限自西來寺者代僧
參府自光明寺者不被着越之條相背御法度之間、屬越度候、雖然至而今日両月雖相備候無是非候間任御法度、西來寺ハ令落着候者也、仍如件

永禄九年丙寅八月廿八日

康 豊 在 判

西 来 寺

この文書は康豊在判、となつて署判がないので写であろう、本文の趣旨は三浦郡内の宝立寺の寺務職について光明寺と西来寺の両寺で紛争中であったが永禄九年七月十日を限つて双方よりの申出について評定を行いその結着をつける、その日限に西来寺からは代僧が参り、光明寺からは誰も来なかつたので、立会わなかつたことは法度に背くこととなるので光明寺側の越度となる、そうではあるが今日に至つて双方が備つたとしても最早致し方のない事で、法度の通りに西来寺の申出の様に落着された、という判決が定められた裁許状ともいふものである。

この文書の中で問題となる点が五点ある、それは第一が「三浦郡之内宝立寺」という宝立寺はどこの寺か、第二は光明寺と西来寺の両寺と、第三は双方申理、第四は最後の西・東・相・備・候・無・是・非・候、第五は修理亮康豊在判の諸点である。

この文書が本文の写の形態をもつことは前に指摘した通りで、本文は何時か喪失しているようであるが(註10)、先ず裁許状の書式としての体裁は一応整つていると見做してよいと考えられる。しかし、内容については未だ五つの疑点を残しているし、この喪失に関しても問題がある。先ず本文喪失については註10の示すように明治三十二年の火災によつて失われたことになっているが、既に相州文書を蒐集した時に、この文書は康豊の署判はなかつたから江戸中期には本文はなかつたと考えてよいであろう。

先ず前述の第一の点については、この古文書の問題は書出しに明記されているように「三浦郡の中にある宝立寺」という寺の寺務職に関する事件」についてのことである。しかし三浦郡内に宝立寺という寺を調査したが現在のところ管見に入つていない、ところが西来寺略縁起(註11)並びに西来寺鐘銘(註12)によれば六代順乗の時に浄土真宗が排斥され、この寺を去り鎌倉から瑞快が来て此寺に住んで寺号を宝立寺と改めたことが共に記されている。その中、排斥については縁起には北条氏直が排斥したとし鐘銘は代官長谷川七左衛門尉が排斥したとし、註10の略歴によれば氏直の竄遂に逢い光明寺の末寺として改宗すべき旨、郡代官長谷川七左衛門尉より厳達せられたとし、更に鎌倉光明寺より瑞快という僧が来て寺号を宝立寺と改め住持したとして、前二者を折衷するような叙述になつてゐる。今この二者のものを正しいものとすれば宝立寺の寺務職を管掌することの問題は西来寺と光明寺との間の係争中のものであつて茲に出て来る西来寺と宝立寺は同一の寺ではないことは明らかである。三浦郡の西来寺を宝立寺としたのならばこの西来寺はどこの西来寺であらうか。略縁起は順乗が「山城国伏見に至て草堂を結び西来寺と名乗り今に相続して寺号

宝物等の御裏は「浦西來寺へ御免の真筆あり」としているのであるが、鐘銘にはそのことはないので伏見の西來寺を指すより外に考えられない。

次に第二の問題であるが西來寺と光明寺は伏見の西來寺、鎌倉の光明寺とすれば両寺の申事の内容が不鮮明で、この点が裁許状の焦点であるのに全く触れていないのは裁許状が骨抜きになるおそれがあろう。この第二点と密接に関係があるのが第三点である双方申理についても論旨が全く不明瞭で、第二に触れなければ第三で触れるべきであるのにどの様な理由で決着せしめようと判断したのかがわからない、後段の西來寺からは代僧が参府し、光明寺からは着越しないので越度である。従って今日となつては両月雖相備候無是非候といつてるのは不審である。事件の核心に触れないで任御法度西來寺へ令落着候とは理解し難い裁決であるといわねばならない。一般的の裁許状は事件の原因に対する理非を述べてその結着を明瞭にしてあるが最後の西來寺へ令落着候とはどのように落着したのか宝立寺の寺務職は西來寺が領掌するというのか不明瞭である。これを要約すればこの裁許状には両寺の申分に対する当局の見解が述べられていないためどのようないいわねばならない。

判断せられたかは全く不明である。そして判決は最終的には何をどのように落着させたのかこれまた明瞭を欠いているといわねばならない。

最後に第五のこの判決文を出した人物について之を修理亮康豊と記しているが、このような寺院間の訴訟を戦国時代に裁定し得るのは宗門を越えた権力でなければならない、しかも永禄十年には次に天下に号令する織田信長が八月美濃に侵入して井口城に斎藤龍興を攻め、之を収めて岐阜と称して美濃を平定する時に当っている。従つて寺院間の訴訟を裁定する権力は如何に解すべきであろうか、裁許状の内容からは稍疑問を残している点が多い。また次の安土桃山時代文書第十六に出て来る木下吉徳書状写とも関係が出来るので断定をその時に譲ることとする。

第十の文書は永禄十年卯三月廿五日北条氏判状で旧公郷村名主永島庄兵衛所蔵のもので、その本文は次の通りである。

御預ヶ之か(其)網船何艘も仕立可申、諸役本可有御赦免、何も以此文言御印判可被下者之、仍如件

永禄十年（北条氏虎朱印）

卯三月廿五日

大田津舟持

助右衛門

南条因幡守
奉之

この文書は旧公郷村永島家所蔵のものでその本文の意味は從前より北条家から預りの葛網のため御用船を老舗新造することを願い出していたが、

その船については諸魚役を免除する。若しこの事について他より非分の儀を申立てる者があつた場合は此の印判状をもつて公にひらきあらわして証拠とせよ、今より後は葛網船を何艘も新造するべくこれについても諸役を免除する、そしてこの事については何れも此文言によつて赦免状を下される。というのである。

これによれば北条氏が葛網漁業について格別に発達奨励していたことが窺われる。就中新造船は何艘出来ても諸役を免除するという点からすればその狙いは單なる葛網漁業よりはそれに伴う新造船の建造の方にこそその目標としたものであろう。そのことは水軍の充実にその目標が置かれていたとみるべきであろうし、これは当然、直接には里見水軍に備え、他方武田水軍に対抗する勢力の保持に考えられていたのである。

ここに大田津というのは現在の公郷町の中には「田戸」の地域がほぼこれに当つることが出来よう、田津(註13)という地名は古くより呼称され、大田津はそれより稍範囲が広くなつてゐるようにも考えられる。

また、ここに助右衛門が出て来るがこれは北条氏の頃、浦代官（または浜代官）および海賊役を勤めていた永嶋左京亮正朝の弟助右衛門正朝（註14）が舟持として浦代官の下に相当の規模をもつた漁業集団としての存在が考えられる。しかしこの葛網漁業に関しても浦代官は更に郷代官の支配下におかれようになつてからは次第に退転が余儀なくされるようになつた事は後に提出する史料によつても窺われよう。

第十一 は元亀三年(壬)六月十八日北条氏判物で、これは旧上宮田村神主松原浪江所蔵にかかるもので、その本文は次の通りである。

当郡三浦之内上宮田にて竹木取者有之者、即當津三崎へ可申上候、其方我々被官ニ付而佗言無余儀間、判形出置候、舟衆へも度々此旨趣申届候間、無駄ニ背此法度、切取輩有之者、急度召連、当地可來候、遂其糺明可處其科者也、仍狀如件

壬申

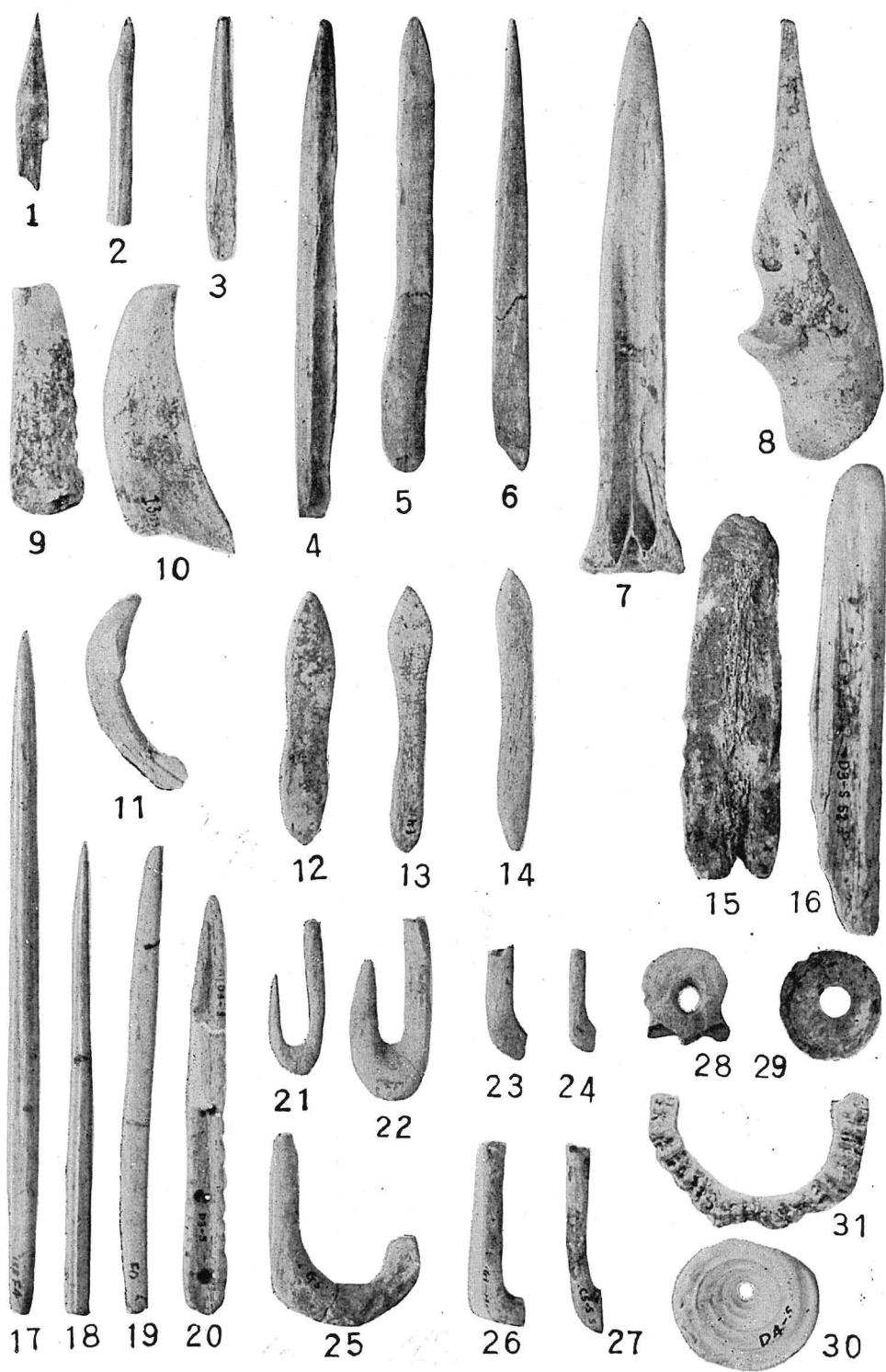
六月十八日

新 左 衛 門 殿

左 衛 門 大 夫 (花押)

この文書は第八の古文書にあつた松原新左衛門に対し北条綱成が出したもので、先には北条氏繁の感状が出されており、次いで綱成座下の者への竹木伐採の禁制を出したことは在地土豪と玉繩城主との親近感を現わしたものと見做してよいし、この事は在地土豪の有力者を武士に取立てることによつて北条氏の被官となることを図つてゐる点に関係が出て来る。

この本文は当郡即ち三浦郡三浦郷の内、上宮田で竹木を切取る者があれば即刻当津（港）三崎城へ申上げるようにせよ、其方即ち新左衛門へ我



吉井貝塚出土骨角牙具器

々（北条綱成の支配）の被官について託言を申すのも余儀ないので印判状を出して置いた、また舟衆（水軍の者共）へも再三この旨趣を申伝えてあるので、無理無断にこの法度（禁制）に背いて竹木を切取る者があれば急度引連れて当地玉縄へ来るようにして、その理非を糺しその上で罪科に処するものであるという意味である。

この文中で三崎への注進を命じてること舟衆への下知が玉縄城主から出されていることによって三崎城は玉縄城の出先機関としての役割を果していることが判るし、また舟衆への支配権をも掌握している事等が察せられる。之を要するに玉縄城主配下の者共は宮田に対する禁制を犯す者あらば用捨をしないという、権威の誇示と在地土豪への不可侵と尊重をも併せて示したもので特に北条綱成の花押をもつ文書をもって伝達している事にも留意する要がある。即ち先の氏繁は当主としてまた綱成は後見として、実力者の表現の相違が前者は「虎朱印」を押して、小田原城からの直接の権威が窺われ、後者は自署による花押を用いる等にそれぞれの役割との連関が考えられる。

第十二は天正元年二月廿三日北条氏印判状で旧公郷村名主永島庄兵衛所蔵にかかるものであるが、その本文は次の通りである。

葛網如毎年無々沙汰可走廻候、当年之儀を菅谷織部丞大手御陣へ被召連候間山本隼人、御厨一助両人被仰付候、彼両人相談可走廻者之、仍如

件

西（北条氏規「眞実」朱印）

二月廿三日

南条因幡守

奉之

永島出雲守

左京之亮殿

この文書が「眞実」朱印を用いていることから北条氏規の意を奉つて南条因幡守が伝えたものでその文意は葛網については例年のように怠りなく精を出しているが、本年に関しては永島出雲守、長嶋左京亮等を中心とする葛網漁業集団にとっては重要な人物であった、菅谷織部丞が小田原勢の大手御陣へ特に召連れられることになったためその代人として山本隼人及び御厨一助の両人が業務代行を命ぜられたので万事この両人に相談して精を出すようにせよとの意である。従つてこの葛網漁業に従事していた屈強の者が一朝有事には海戦の第一戦線へ出陣を命ぜられ、北条水軍の有力な一翼を担当せしめられたことの証左となつて、前掲第十一の史料の「かつら網船何艘も仕立可申諸役等可有御赦免」という内容の目的が

明らになったと見ることが出来る(註15)。

この文書の年号は「酉」とのみ記して不明であるが相州文書の朱筆書入には「天正元年」としている。また新編相模風土記稿も同じである(註16)。

これに関しては若干の疑問があるが後に関連する史料があるのでそこで触れたい。

またこの宛名は永島出雲守と左京亮の二人となっている。永島家系図によれば出雲守は正氏であり左京亮は正朝に充てることが出来そうであるが天正との関係から矛盾が含まれている。

第十三は元亀四年癸酉三月十三日北条氏判物で旧上宮田村神主松原浪江所蔵のもので、現在はその所伝を失っているが、本文は次の通りである。

受領事

和泉守

元亀四年癸酉

三月十三日

道感(花押)

松原和泉守殿

この文書は北条綱成が出した官途受領書で松原新左衛門を和泉守として武士に取立てたもので在地土豪を被官として武士化した例ともなる。そしてこの事は北条氏の勢力の拡大ということと共に「領」の形成とみることが出来る(註17)。

受領は国司の任を受けることであったが戦国大名は国司の名称を名乗らせるための免許であり武士としての確認の意味をも有していたようであり、世襲される傾向もあった。

第十四は天文十九年の旧佐島村觀妙寺所蔵の糟屋兵部少輔清承願文でその本文は次の通りである。

敬白専福寺下觀妙寺

奉諸像建立大慈大悲觀世音菩薩相州三浦郡蘆名郷佐嶋村觀妙寺之御本尊也、前仏者行基菩薩御作也、^{*}成貞式月拾八日巳剎炎燒砌、爰信心旦那房州之住人糟屋兵部少輔藤原清承、生季^二十八歳有不思議之瑞相、同季四月五日忽以御堂併宮殿建立、其後同年閏五月拾三日、[■]^{*}御本尊造出來給、仏師同國小坂郡鍊倉住大藏法眼也、仰願以此仏造建立功德信心旦那、無病自在、寿命長遠、威光倍增、衆人愛敬、家内富貴、子孫繁昌、所領倍增、寺處兩在、知行繙久、重乞現當一世、願望成就、円滿祈所、仍如件

維天文拾九

庚天吉月吉祥日

信心且那 藤原

清 承 敬 白

この文書の写と考えられる文書が両名の十二天社にある。それと校合をしたのが本文である。*印は註を参照されたい(註18)。

敬白専福寺下観妙寺というのもと観妙寺が久留和にあったが後に觀世音が佐島の専福寺にいっていただためにこのように記したのであらう(註19)といふ。

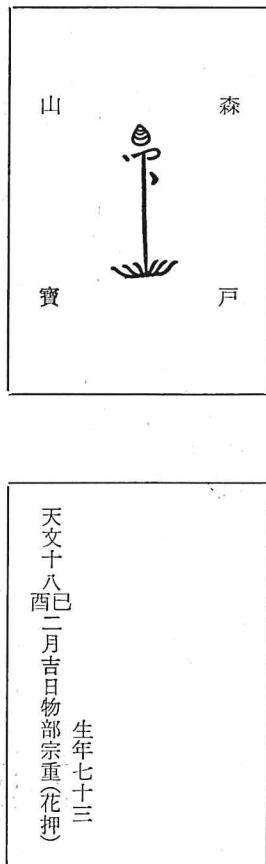
本文は諸像を建立し奉るところ大慈大悲の觀世音菩薩が三浦郡蘆名郷佐鳴村観妙寺の御本尊である。以前にあった仏像は行基菩薩の御作である。ところが庚戌という年の一月十八日巳刻(午前十時)に火災のため焼けてしまった。ここに信仰心の厚い且那で房州の住人で糟屋兵部少輔藤原清承、年令二十八歳であつたが不思議な瑞相があり、同年四月五日に忽に御堂并に宮殿の建立にかかり、同年閏五月十三日には新しい御本尊まで出来上った、仏師は相模国小坂郡鎌倉の住人で大藏法眼である。此の仏像や御堂、宮殿造立の功德をもつて、信心の且那は無病自在、寿命は長遠、威光は倍増し衆人に敬愛され、家内は富貴に、所領は倍増し、寺処は両在し、知行が継久し更に重ねて現在の二世の願望が成就し円満であることを祈るというものである。

この信心且那の子が松山衆の糟屋兵部少輔で三浦佐島に三十七貫七百文と小田原衆所領役帳に記載されている、父清承は天文二十二年九月に卒し、法名釈影現大と諡している(註20)。これを見ても一寺の開基となる程の財力と権力をもつていたことが見られる。

第十五は天文十八年十二月吉日の刻銘ある牛王宝印で森戸神社所蔵のものである。その刻銘は次のようにある。

(裏面)

(裏面)



天文十八巳酉
生年七十三
天正十六年
物部宗重(花押)

この版木の大きさは横約三七粁、縦約二三粁のもので、虫に喰れているが銘は明瞭である。「所謂熊野御法印」といわれる鳥形文字と宝珠を配したものではなくて文字は普通の楷書体を稍々行書体にしたもので、その中に宝珠は三ヶ描かれていて、「戸」の字のところが「戸」となり、「御」が「戸」となり、「山」が「ら」、「寶」が「寶」となっている。

また一般には朱印が用いられているがこれは墨で刷られたようで版木は墨色となっている。

中世には熊野信仰と共に起請文作成が流行したその一端の現れとも見做されよう、熊野信仰が神仏習合思想に胚胎し、熊野諸神を始めとし眷属神迄が垂跡神として権現と称され、淨土思想の普及と共に熊野の地は觀音補陀落淨土とみられ、熊野詣が盛んになった、それと同時に起請文作成が流行した。この宝印は起請紙の役割より、この法印を捺す一種の神符としての意味をより多くもつたものであろう。

註

- (1) 豆相記「綱成男小字北条善九郎康成、十八歳。冠号左衛門大夫氏繁。亦改常陸介。氏康智也」。は筆者の附けたものである。
- (2) 甲陽軍鑑品第三十六「さるに付北条左衛門太夫を、関八州にて黄八幡と申なり、むすこに左衛門太夫と云名と差物をゆずり、己は北条上総介になる」「今の左衛門大夫も祖父ふくしま上総、父北条上総にをとらず手柄數度あり、是もせがれに左衛門大夫と云う名を譲り己は北条常陸守になる」
- (3) 氏繁に左衛門大夫を称させたことは註(1)の豆相記と共に甲陽軍鑑に「氏康公二十歳の時、福島が子も二十歳にて氏康公今之の福島が子に逢著有り給ふ。相州甘繩城を下され、北条左衛門大夫になさる(云々)」とあって両書共に年令に多少の相違はあるが若年にて父の譲りを受けたことは相似している。
- (4) 寛政重修諸家譜第三輯第四百三十三 宇多源氏佐々木庶流 間宮系譜
間宮系譜の中で新左衛門を称した人は間宮信行、同康修、同直元(以下略)等でこの四名の中で北条氏との関係が記載されているのは康信と直元であるが直元については康信の子で歿年に疑問が残されている上に仕えたので、康信の方が適当のようである。しかしたとえ康信にしても土地の関係からも考察する要がある。
- (5) 小田原衆所領役帳、間宮豊前守
賀得 三浦 不入斗 元文殊坊知行
- (6) 小田原衆所領役帳、桑原弥七郎
三浦郡 宮田之内
- 廿貫文
右の如くわずかに宮田の廿貫文分だけである。
- (7) 時代的みて宮田の地域の範囲には問題はあるが宮田以外の半島各地の大勢を見る上の参考として東京大学史料編纂所蔵の元祿相模国郷帳を見ると七十ヶ村の中五百石以上のものは次のようである。

上宮田村	六一八・六四〇	一、二四八・六四七	石津久井村	七二一・三七〇
下宮田村	六三〇・〇〇七		東浦賀	五六・二一一
長井村	九五一・一八九		西浦賀	六三六・八三九
上平作村	二一二・五〇六		公郷	六四二・八三九
平作村	二七八・七三八		内河新田	五四二・一七八
下平作村	四四二・二二一		長沢村	五三一・四〇〇
大津村	七五九・四六二		林村	五一七・九〇五

(8)

歴史評論一〇〇号（一九五八年十二月号）
中丸和伯「後北条氏分国支配の地域的研究」の中の「三 後北条氏の入国とその支配」一〇頁～一頁

(9)

甲陽軍鑑 品第十七 一六六頁
「武田法性院信玄公御代惣人数之事」の中の海賊衆は次のように記されている。

一間宮武兵衛
一間宮造酒丞
一小浜
一向井伊兵衛
一伊丹大隈守
一岡部忠兵衛

同心十五騎（五十騎）

となつていて北条氏に關係の接近している武田氏は伊豆半島および駿河湾において占める水軍は五十三艘という内訳がある。

(10) 川島庄太郎〔淨土真宗最宝寺川嶋家略歴（上）〕によれば「明治三十五年五月七日本堂より火を発して炎上す、此時御厨子に安置し在りし、宗祖御自筆虎班の名号並に同御自作天満宮の尊像其他鎌倉東寺の名仏師雲慶の作七躰の座像等の寶物は持ち出すの暇なく、遂に焼失、其他秀吉公より下賜の制札同家臣木下半助吉徳より軍代長谷川七左衛門尉宛本寺再興にする添状及大野修理亮康豈の判決等当山の歴史を語る重要書類をも共に焼失したる事は返す／＼も遺憾千万なり（後略）」とある。

しかし、これよりさき「安政六年十一月十五日当山は類焼の為、本堂及庫裡共全部焼失せり。翌年庫裡は新築し、本堂は同村氏神藏王權現社境内にありし神木大櫻（根元径七尺）を伐採して本堂用柱材に使用して、仮建築を為せり。」とあってこの火災の折には仏像、古文書類の喪失は伝えていない。

(11) 西来寺略縁起（寛永七庚冬吉旦）
「（前略）六代頃乘、此時氏直公總て真宗を遙矢して新に、光明寺の末寺と為す、是に依り頃乗本尊等を岩窟に隠し置て、山城の國伏見に至て草堂を結び、西来寺と名乗り今に相続して寺号寶物等の御裏は三浦西来寺へ御免の真筆なり。鎌倉より瑞念と云う僧來て寺号を寶立寺と改て、即住持す、（後略）」

(12) 西来寺鐘銘(干貳元祿九丙子暦十一月初三日)

「當時第六世至頃乘乗當所代官長谷川七左衛門尉遇被排斥、吾宗旨然雖究明宗旨之不邪常不和也、此故只負持仏飄然而退院當所不入斗、中里、深田、横須賀、長浦此村之末寺並民家之諸檀那、雖不變盟旧、似恐時之權威、而多是屬他宗門下時乎命乎急成空坊、而夜月排仏前之燈、朝霞常統堂上之香、絕誦経讚嘆之声、無尋訪役來之客、唯有香鳥嘔庭樹、秋虫唧徑草、甚可嘆息也、干時鎌倉僧瑞念者、住此寺、改号寶立寺、鄉氏見之成悲、頗乘密隱在於長浦之檀家、即六年也、(後略)」

(13) 和名類後抄に御浦郡の郷名として田津、御浦、水蛭、御崎、安慰の五つをあげている。

(14) 永島重美氏所蔵の永島家系図による。

(15) 羽原又吉「日本漁業經濟史」中巻二

「第二編中世乃至近世漁業及び漁民生活の実証的研究」の(9)かつら網漁業四五五頁

但し、この本文掲出の中「葛綱如毎年色々沙汰可走廻候」の「色々」は羽原氏の誤訛である。更に本文掲出後宛人を永島出雲守のみになつてゐるが、「左京亮殿」を脱落している。

(16) 新編相模風土記稿卷之百十四 村里之部 三浦郡卷之八 衣笠庄 公郷村

○旧家庄兵籠 里正なり、家号を永島と云ふ、家系一巻を蔵す(中略)所蔵古文書十一通あり(中略)亦葛綱の文書にて眞実の朱印を押す、按するに天

正元年なるべし云々

(17) 註(8)の前掲同書 四 後北条氏の農民統治の一〇〇頁

(18) 本文の口は蟲蝕のため十二天社の写をもつて補充し、*印は校合しつ、正しいと考えられるものを採用した。十二天社のものにも譲写と思われるものもあつた。歲月*拾日が原本で写は式となつてゐる。■は字劃全く判読し難いもの。現当*世は写は一世、原本二世なので今原本によつた。

(19) 米山一夫氏の談によつた。(昭和廿四年七月廿三日)

(20) 新編相模風土記稿 卷之百十 村里部 三浦郡卷之四 衣笠庄 佐島村

○觀明寺 浄土真宗_{尊福}寺末海照山と号す。本尊十一面觀音_{長六寸}_{行者作} 糟屋兵部少輔藤原清承開基す_{清承は北条氏の家人なり、天文二十三年九月卒、御影現大と號す。其子兵部少輔某「北条後醍」に當所を領せし事見ゆ}

5、安土桃山時代の文書

戦国時代の文書に引続いて安土桃山時代の文書六十五通を掲げるが、年号不詳のものは中間と末尾につけた。また便宜上安土桃山時代として区分したが前半は内容的に戦国時代が連続した時代であるので北条氏関係文書が多い。

また天正十八年豊臣秀吉の小田原征伐の時に出した禁制は同文のものが多く出されているので目次として掲げたが。説明は一括して述べる方が便利であるので最初の文書で説明をした、更に天正十八年小田原落城後、徳川家康が天正十九年関東入国に当つて出した寺社領の寄進状も相當數

に上っているが、その文書は大体共通しているため豊臣秀吉の禁制の例に倣つた。

(1)	天正二年十一日	康豈判物	旧公郷村	名主	(永島)庄兵衛門所蔵
(2)	(天正五年)丁丑卯月廿七日	北条氏印判状	旧武村	百姓	(石井)善左衛門所蔵 東漸寺所蔵
(3)	(天正七年)己卯五月廿七日	北条氏印判状	旧不入斗村	百姓(石井)三郎左衛門所蔵	
(4)	(天正七年)己卯五月廿七日	北条氏印判状	旧不入斗村	百姓(石井)三郎左衛門所蔵	
(5)	(天正九年)己二月二日	北条氏印判状	旧木古庭村	百姓	(鈴木)増右衛門所蔵
(6)	(天正九年)辛巳十月廿三日	北条氏印判状	旧佐野村	百姓	(鈴木)増右衛門所蔵
(7)	(天正十一年)癸未七月朔日	北条氏印判状	旧逗子村	小左衛門所蔵	延命寺所蔵
(8)	(天正十三年)乙酉七月廿二日	北条氏印判状	旧公郷村	名主	(永島)庄兵衛門所蔵
(9)	(天正十三年)七月廿三日	北条氏印判状	旧木古庭村	名主	(鈴木)増右衛門所蔵
(10)	(天正十五年)丁亥四月十三日	北条氏印判状	旧公郷村	名主	(永島)庄兵衛門所蔵
(11)	(天正十五年)丁亥七月晦日	北条氏印判状	旧右右庭村	名主	(鈴木)増右衛門所蔵
(12)	(年不詳)申正月五日	北条氏印判状	旧久里浜村	名主	(鈴木)弥左衛門所蔵
(13)	(年不詳)亥六月廿六日	朝倉能登守判物	旧浦郷村	良心寺所蔵	
(14)	(年不詳)未六月十六日	光明寺大誉判物	旧浦郷村	名主	(永島)庄兵衛所蔵
(15)	(年不詳)卯月十六日	光明寺大誉判物	旧公郷村	名主	(永島)庄兵衛所蔵
(16)	天正十八年正月四日	某 判物	旧公郷村	名主	(永島)庄兵衛所蔵
(17)	天正十八年正月四日	某 判物	旧公郷村	名主	(永島)庄兵衛所蔵
(18)	(天正十八)年庚寅三月七日	北条氏印判状	旧逗師村	名主	菊地幸右衛門所蔵
(19)	天正十八年卯月十三日	里見義康印判状	旧下山口村	民忠藏所蔵	
(20)	天正十八年卯月十三日	里見義康印判状	旧野比村	最寶寺所蔵	

(41)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧大矢部村	良心寺所蔵
(40)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧平作村	西来寺所蔵
(39)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧衣笠村	妙藏寺所蔵
(38)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧浦郷村	清雲寺所蔵
(37)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧金谷村	不動堂所蔵
(36)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧浦郷村	能永寺所蔵
(35)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧浦郷村鎮守	良心寺所蔵
(34)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧沼間村	雷電社所蔵
(33)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧浦郷村	海寶院所蔵
(32)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧沼間村	東昌寺所蔵
(31)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧久野谷村	岩殿寺所蔵
(30)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧池子村	延命寺所蔵
(29)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧久野谷村	鈴木善太郎所蔵
(28)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状	旧豆子村	最寶寺所蔵
(27)	天正十九年十月十日	長谷川七左衛門長綱印判状	旧久野谷村	岩殿寺所蔵
(26)	天正十九年正月六日	相州三浦郡須賀流谷之郷水帳	旧須輕谷村	大妙寺所蔵
(25)	天正十八八年五月日	豊臣秀吉禁制	旧金谷村	淨楽寺所蔵
(24)	天正十八八年五月日	豊臣秀吉禁制	旧野比村	豊臣秀吉禁制
(23)	天正十八八年卯月	豊臣秀吉禁制	旧芦名村	豊臣秀吉禁制
(22)	天正十八八年四月日	豊臣秀吉禁制	旧不入斗村	西来寺所蔵
(21)	天正十八八年四月日	豊臣秀吉禁制	旧浦郷村	良心寺所蔵

(42)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧走水村	大泉寺所蔵
(43)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧鴨居村	薬師堂所蔵
(44)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧久里浜村	八幡社所蔵
(45)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧武村	東漸寺所蔵
(46)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧上宮田村	不動堂所蔵
(47)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧三崎町	海南明神社所蔵
(48)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧佐島村	天満宮所蔵
(49)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧蘆名村	淨樂寺所蔵
(50)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧秋谷村	十二天社所蔵
(51)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧木古庭村	妙音寺所蔵
(52)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧山口村	本園寺所蔵
(53)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧上山口村	大昌寺所蔵
(54)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧長柄村	新善光寺所蔵
(55)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧一色村	御靈社所蔵
(56)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 森山明神社所蔵	
(57)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 長徳寺所蔵	
(58)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 旧堀内村	
(59)	天正十九年十一月日	徳川家康寄進状 相福寺所蔵	
(60)	文禄三年月日	相州三浦郡小坪之郷御縄打水帳 旧小坪村	牛尾重郎所蔵
(61)	文禄三年八月二日	相州三浦郡衣笠之郷御縄打水帳 旧衣笠村	大塚角増所蔵
(62)	文禄三年八月廿一日	相州三浦郡木吉庭村御なわうち田帳 旧木古庭村 伊東敏三郎所蔵	

(63) 文禄三年八月廿三日 相州三浦郡木古庭村御なわうち畠帳 旧木古庭村 伊東敏三郎所蔵
 (64) 文禄三年九月十五日 長谷川七左衛門長綱禁制 旧浦郷村 良心寺所蔵
 (65) 慶長四年二月廿二日 徳川家康寄進状 旧公郷村 宗源寺所蔵

次に年号不詳のもの及び年月日不詳のものをあげると七通あるが、之は前に分類した時代に入れるべきものもある。

- (1) (年不詳)十月廿一日 筑前守秀吉判物 旧逗子村 延命寺所蔵
 - (2) (年不詳)三月十六日 本願寺蓮悟判物 旧東浦賀村 乘誓所蔵
 - (3) (年不詳)極月廿九日 本願寺教如判物 旧不入斗村 西来寺所蔵
 - (4) (年不詳)七月廿九日 木下吉隆書状写 旧不入斗村 西来寺所蔵
 - (5) (年不詳)十二月三日 徳川光陰判物 旧大津村 百姓 九郎左衛門所蔵
 - (6) (年不詳)癸丑正月松之内 演蓮社知誉幡隨意判物 旧浦郷村 良心寺所蔵
 - (7) (年月日不詳) 毘沙門再興施入状 旧堀内村 名主 市衛門所蔵
- 最後に脱漏が一通あるのでここに掲げる。これは吉野時代に入れるべきものである。なお棟札その他のもので江戸時代以前のものが四通あるがそれは割愛した。

- (1) 応永十二年十月廿九日 上杉憲定判物 旧上山口村 修驗源皇院所蔵
- 第一は天正貳年十一月日 康豊官途状の本文は次の通りである。

官

天正貳年
壬午十一月日
長嶋左京亮殿
康豊 (花押)

この文書は旧公郷村名主長島庄兵衛所蔵のものの一つであって官途状である。康豊は芳賀伯耆守の署判で長嶋助右衛門に対して左京亮を称せしめ、このことによつて北条氏規の被官としての関係が生じ、在地土豪の武士化を図つて、半島を次第に勢力圏内に統一していく方法となつていつた(註1)。そしてこのことは先に掲げた松原新左衛門に対しても同様で、半島内に北条麾下を配置し更に各所に散在する土豪を掌握するこ

との必要性と、半役衆無役衆の多いこの地域を領化する北条氏の統治政策の一端を見ることが出来る。

しかし、ここに長島左京亮を助右衛門に充分てることに關しては検討を要しよう、今永島家所蔵の古文書が十一通あるがその内二通は光明寺大
誉のものその他一通で他の八通が永島家に關するものでこれを一覧的に見ると

- | | | |
|---------|---------|------|
| 1、弘治元年 | 助右衛門 | 虎朱印 |
| 2、永祿六年 | 公郷寺方百姓中 | 真実朱印 |
| 3、永祿十年 | 舟持助右衛門 | |
| 4、天正元年 | 永嶋出雲守 | |
| | 左京亮殿 | 真実朱印 |
| 5、天正二年 | 長嶋左京亮殿 | 康豊署判 |
| 6、天正十三年 | 浜代官 | |
| 百姓中 | | |
| 舟持中 | | |
| 7、天正十五年 | 永嶋出雲守 | 真実印 |
| | 長嶋左京亮殿 | 某署判 |
| 8、天正十八年 | | |

以上のようになつていて、この中、永嶋出雲守が最も格式が高い、次が長嶋左京亮とすることであり、第六の天正十三年の文書の充書は浜代官（永嶋出雲守）であり、次に百姓中次に舟持中となつて端的に順序が階層の重要さを示している。

さてここに永嶋出雲守と長嶋左京亮とを書分けている。そこで永嶋系図見ると、永嶋姓に改めた義政以後は

- 義政——正徳——正義_{出雲守}——正澄_{出雲守}——正村_{左京亮}——正重_{出雲守}——正氏_{浜代官}——正朝_{左京亮}——正資（以下略）
——助右衛門正行

となつて出雲守を称したのは四名、左京亮を称したのが二名となつていて。そして「助右衛門正行は左京亮正朝の弟にて、別に村内に家す」と説明していて、更に天正武年の官途状は次のように説明している、「天正二年正朝左京亮となる 家成天正二年閏十一月、康豊と云ふもの、官途状あり 同十八年小田原に籠城して

この文書は旧不入斗村の二人の里正に対し夫役を命じたものでその文意は現在は戦闘と戦闘との間の平穏の時であるが、小田原は普請をし、暫く出来得なかつたため破損し傷んでいる箇所があつたけれども、近年は種々雑事に取紛れて人々を召集めることもなかつた。しかし今年に至つては来年辰歳に行う予定の大普請十日之内五日だけ繰上げて行う事となつたので之に従事せよ。このための人足は武人で、各々鎧、簃を持参の上、来る六月三日に必ず小田原に集合せよ。御普請中、一日を欠けばその過失として五日仕事をせねばならぬというものである。

この文書が「只今御勤之隙ニ候間」といっているのは天正七年五月北条氏政が徳川家康と和して、武田勝頼に当ろうとする間の事と見られるので重要な時期である。しかも来年大普請を予定した部分を繰上げて行うという切迫した事情も察せられる。

これは三浦郡が東郡、久良岐郡等と共に末代までも五年に一度は玉縄城の修理、普請に出向くべき義務を負わされていた^(註5)のに対し小田原城の大普請を命じているので、玉縄城普請とは別に出動せねばならない夫役の一つであった。元來このように一般の夫役とは別に下命されたものは陣夫と大普請であつた、勿論大普請と雖も急速に出来上るように手配されるものである。また三浦半島に「無役之衆」が多いけれどもこの「無役之衆」でも大普請だけは勤めねばならなかつた。この大普請は年一回十日が標準のように見られ、この大普請下命は「虎朱印」をもつて行われるのが通例であった。

またこの文書の三浦郡、不入斗の「間宮分」は間宮豊前守の知行所で元文珠坊の知行地であつたところを買得したところ^(註6)、他の「幸田分」というのは同じく不入斗に南条玄蕃助の寄子である幸田源左衛門の知行地^(註7)に充てられ、双方より各二名宛が命ぜられたわけである。この命令書は五月廿五日附で、出頭すべき日が六月三日であるから、その間、正味一週間程度である。三浦半島からでも不入斗から小田原迄は一日行程であつたろうが、稍きつい一日行程である。

この文書は「不入斗」とせず入不斗と記している、北条役帳も皆、同様に記載している。

(未完)

註

- (1) 歴史評論一九五八年一〇〇号
- (2) 中丸和伯「後北条氏分国支配の地域的研究」の「四後北条氏の農民統治」十七頁
- (3) 新編相模風土記稿卷之百十四 三浦郡卷之八、公郷村 ○旧家庄兵衛の項

覚

在々にて若鉄炮打候もの有之ハ、申出をし并御留場之内にて鳥を取申もの捕候所之見出し次第早々申出をし急度御褒美可ヒ下置者也

享保六年二月

右之通り被仰出候間堅可相守者也

之は下田奉行が浦賀に移つて來た翌年に出されたものであるが、御留場であることに留意すべきである。

(4) 三浦半島の南部北緯三五度一〇分の所謂 Lewis Line といわれる北部と南部の動物の種類の概ねの境界を示すもので、岬端性と共に南北両棲の鳥類が異外にかゝることである。

(5) 永祿多年乙丑八月十二日北条氏印判状 玉繩清水曲輪堀被仰付事

東郡三浦郡久良岐郡被仰付候 但

末代之定也 五年ニ一度宛可致之事

五間 八拾貫文

田名

一、男柱 五本

一間ニ一本立但一尺三寸 長九尺 少成共三寸より内之木ハ

是をえらひ可捨くりの木ニ定事

此代百廿五文

一本廿五文宛 (中略) 以上

一、堀あつさ八寸中へ石まじりの赤土を如何ニも堅かため可申 奉行人之作事ニ可有之事

一、大風之後者奉行人及催促其郷之者來而堀之覆繩結可致直 此堀末代致請切上ハ少も雨ニ不当様ニ節々覆之繩結可致直事可為肝要事

一、堀之人手間之事

一間ニ四人宛廿人一日ニ七人宛龍出三日中致出来様可然事

右於此定末代不可有相違 然者五年ニ一度可仕直尙左衛門大夫代隨触可走廻此上致無沙汰付而ハ百姓一々ニ可被為頽切之旨被仰出者也 仍所定置如件

永祿八年乙丑八月十二日

田名代官

百姓中

此奉行もちつき伊与

(6) 小田原衆所領役帳の中の間宮豊守の所領は次のようである。

間宮豊前守

三百貫文

久良岐郡 杉 田

此外五拾貫文鶴岡へ参

七拾五貫九百文

同 所 王寅増
東 郡 小 雀

七拾壱貫貳百拾三文

七拾七貫四百七拾文

此外拾六貫五百文

六拾六貫九百七拾六文
卅五貫文

以上六百四拾六貫五百五拾九文

小机末吉

此内

五百貫文

残而

百四拾貫五百五拾文

其外

廿壱貫五百六拾三文

入西郡富屋卯檢地

買得

三拾貫文

三浦不入斗元文珠坊知行

以上五拾壱貫五百六拾三文

當年改而之仰付半役

知行役高辻

武拾五貫八百文

合五百武拾五貫八百文

都合六百九拾八貫八百文

(7) 小田原衆所領役帳の中の幸田源左衛門の所領は次のようである。

此外半役被付衆

一三拾貫百六十三文

南条子入不斗幸田源左衛門

前々無役但普通等ハ半役南条ニ付可致之

* 横須賀市博物館研究員

自前々致來知行役

從昔除役間於自今以後も可為其分但出錢者高辻ニ可懸但杉田鄉才歲之增分も勿次檢地上役可被仰付